

平成 27 年 5 月 12 日

各位

会 社 名 株式会社ノリタケカンパニーリミテド

代表者名 代表取締役社長 小倉 忠

(コード:5331 東証、名証第一部)

問合せ先 総務部長 松本 俊介

(TEL: 052-561-7305)

「内部統制システム構築の基本方針」の改定に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を 改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

- (1) 当社及び当社グループ会社(以下、ノリタケグループという)の取締役及び使用人の職務の 執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「ノリタケグループ企業倫理綱領」を制定し「倫理規範」及び「行動基準」を定め、これらを遵守します。
 - ② コンプライアンス委員会を設置し、各部署及び各社に企業倫理管理責任者及びコンプライアンス担当者を配置することにより、コンプライアンス活動を推進します。
 - ③ 各部署の業務又は各社の業態や使用人の資格に応じたコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の醸成を図ります。
 - ④ 専用窓口を設けた内部通報制度を通して不祥事の未然防止及び早期発見を図ります。
 - ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体とは一切の関係を遮断すること を「行動基準」として徹底します。
- (2) 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書等の重要な情報を法令や会社規定に従い適切に保存及び管理します。

(3) ノリタケグループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制

法令違反に基づく不祥事又は事故、災害等の発生により企業価値を損なうような危機に直面した時に、可能な限り損失を低減し重大な影響を受けることなく事業を継続することができるよう危機管理規程を制定し、危機発生時には直ちに対策本部を設置し対応します。

(4) ノリタケグループにおける取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社において原則月1回開催する定時取締役会に加え、決裁基準に定められた重要な事項については、原則週1回開催される経営会議において慎重かつ迅速な経営判断を行います。
- ② 当社において、執行役員制度を導入し、業務執行における迅速な意思決定と責任の明確化を図ります。
- ③ ノリタケグループ全体の基本戦略及び年度事業計画につき、その浸透を図る会議体を年2 回開催します。事業本部・事業部においては、四半期毎に実績及び年度事業計画の進捗の確認を行い、情報共有を図ります。
- ④ 当社は、職務権限、職務分掌等組織に関する規程を定め、当社グループ会社もこれに準拠した体制を構築します。

(5) 当社グループ会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社グループ会社の営業成績及び財務状況については定期的に、その他の重要な事項が発生した場合は都度、当社への報告を義務づけます。重要な当社グループ会社については取締役会における報告を義務づけます。

(6) ノリタケグループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 「ノリタケグループ企業倫理綱領」の周知及び遵守を推進するとともに、コンプライアンス委員会の活動を通して、法令遵守の見地から業務の適正を確保します。
- ② 財務報告の信頼性を確保するため、内部統制規程を定め、内部統制の整備及び運用状況について継続的にモニタリングを行うなど財務報告にかかる業務の適正を確保します。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する 事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示 の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、これに応じて取締役から 独立した専属の従業員を置くものとします。
 - ② 当該使用人は、当社及び当社グループ会社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令に従います。
 - ③ 当該使用人の人事異動については、監査役会の事前同意を要するものとします。
- (8) ノリタケグループの取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他の当社監査役への報告に関する体制並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ① ノリタケグループの取締役及び使用人は、重要な決裁書類を監査役の閲覧に供するとともに、監査役に対して定期的に業務及び財産の状況を報告するほか、監査役の要請に応じて業務執行に関する事項の報告を行います。
 - ② ノリタケグループの内部通報窓口はコンプライアンス委員会事務局に設置されております。 事務局は、ノリタケグループの取締役及び使用人からの内部通報の状況について監査役に 対して定期的に報告します。
 - ③ 監査役へ報告したことを理由とする不利益な処遇は一切行いません。

(9) 監査役の職務執行について生じる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が弁護士、公認会計士等独自の外部専門家を任用することを求めた場合、当該監査 役の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会は、常勤監査役2名と、当社と利害関係のない社外監査役2名の合計4名で構成され、取締役の職務執行を監査するものとします。また、会計監査につきましては、会計監査人との緊密な連携により効率的な監査を実施するものとします。
- ② 代表取締役は、監査役との相互の意思疎通を図るための定期的な会合を持つこととします。
- ③ 内部監査部門は、監査役に対して内部監査の計画及び結果の報告を定期的及び必要に応じて行い、相互の連携を図ります。

以上